

免税店向け多言語コールセンター事業 仕様書

1 委託業務名

免税店向け多言語コールセンター事業

2 業務目的

原則として京都市域で営業する免税店における外国語対応をスムーズにすることで、外国人観光客の買い物環境の向上に寄与し、消費額を高め、引いては京都の国際的なブランド力の強化に資することを目的とする。

3 業務期間

平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

4 業務概要

京都市を訪問する外国人観光客の買い物環境向上のため、原則として京都市域で営業する免税店を対象として通訳を行う多言語コールセンターを運営する。

(1) 対 象

原則として京都市内免税店 1,500-1,600 施設（平成 30 年 4 月 1 日時点 1,485 施設）

(2) 費用負担

本業務の履行に必要な費用のうち、コールセンター利用時に発生する対象施設とコールセンターとの間の通話料金を除く一切の費用は受託者の負担とする程度

（参考） 29 年度利用件数（通訳約 1,900 件）

(3) 言 語

日本語⇄英語、中国語（この 2 言語は最低限の言語とする。）

(4) 業務時間

年中無休、午前 9 時～午後 9 時までを必須とする

(5) 報 告

受託者は、コールセンターの利用状況について、電子メールにて「入電時刻」、「相手先」、「通訳内容」等を発生翌日までに報告すること。また、月次報告書を提出すること。

業務完了時には、1 件毎の問合せ記録（質問／回答の一覧）を盛り込んだ報告書を 4 部作成し、電子データ（PowerPoint, Excel, Word 等）と共に成果物として委託者に提出すること。

(6) 必要書類の送付

多言語コールセンターの利用施設に対して、サービス開始時に利用施設に対し多言語の案内書面を作成し送付すること。

(7) 留意事項

受託者が、上記各条件に違反した場合は、契約書の規定に基づき委託者が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

委託者は、契約を解除した場合は契約書の規定に基づき損害賠償を求める場合がある。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的

外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として発注者に帰属させるものとする。

(4) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、発注者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、発注者の指示するところによるものとする。

(以上)